

協会長ステートメント

会長 新納啓介

2024.6.13

日本損害保険協会会長として、就任以来1年間進めてきた主な取組みにつきまして、ご報告と所感を申し上げます。

はじめに

3月の定例会見以降も、4月には茨城県北部や豊後水道等における地震、兵庫県における雹（ひょう）災に加え、6月には、能登半島地震から5か月が経過した石川県においても震度5強の地震が発生する等、日本各地で自然災害が相次いでいます。また、海外においても、台湾で大規模な地震が発生しました。これらの災害によりお亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

損害保険業界としましては、お客様からのご相談に丁寧にお答えし、迅速・適正に保険金支払を行う等、引き続き、業界をあげて全力で対応を進めていきます。



2023年度の取組みについて

昨年6月、協会長に就任した際、私は当業界の本来機能をこれまで以上に発揮するために、「自然災害対応に向けた啓発」、「リスク情報をより必要とする方々に向けた啓発」及び「アジア各国における損害保険事業の発展に向けた貢献」の3つの領域に取り組む、という方針を掲げました。

それらの重点取組み課題に加え、就任のタイミングと前後して、一部の会員会社における保険料調整行為、および旧ビッグモーター社による保険金不正請求問題が発覚したことによって、当業界に対する社会からの信頼が大きく毀損し、「信頼回復」への取組みが喫緊の課題となりました。また、直近では一部の会員会社が代理店業務を委託する乗合代理店において個人情報漏洩事案が発生しており、法令遵守に向けて、一層の取組み推進が重要となっています。

さらに、元日に発生した能登半島地震では、亡くなられた方が260名、住宅被害が8万棟超に上る等、非常に大きな被害をもたらされ、当業界においては、迅速な保険金支払に向け、一致団結して対応することが必要となりました。

このように、就任時に掲げたもの以外にも多くの重大な課題が発生する中、当協会の本部および各支部、会員各社、代理店・募集人が一丸となって、各種啓発活動、信頼回復に向けた取組み、更には災害対応を同時並行で進めてきました。

本日は、この1年間で進めてきた取組みのうち、主なものについて、次のとおり報告いたします。

1. 信頼回復に向けた対応

1) 保険料調整行為

<前回の会見までの取組み>

独占禁止法遵守に向けた会員会社の支援策として、「ルール面の整備」と、「会員会社や代理店向けの啓発」を進めました。

まず、「ルール面の整備」としては、「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」を改定(12月)するとともに、「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」を新規作成(3月)し、会員各社におけるルール策定の前提となる、基本的な考え方を整理しました。また、会員会社の事業活動にあたって欠かせない基本的な考え方を記載した「行動規範」に、独占禁止法遵守を明記(3月)し、会員各社における取組みを促しました。

次に「会員会社や代理店向けの啓発」としては、会員会社社員や代理店・募集人が参照する「募集コンプライアンスガイド」に独占禁止法遵守にあたっての留意点を追記(2月)し、動画コンテンツを通じて周知しました。

<前回の会見以降の取組み>

代理店・募集人が受験する損保一般試験基礎単位の教育テキストを改定(4月)するとともに、独占禁止法の基礎知識、保険募集における留意点を追記し、7月以降の試験範囲に含めることによって、定期的・継続的に学習する仕組みを整えました。

2) 旧ビッグモーター社による保険金不正請求

<前回の会見までの取組み>

保険金不正請求問題の再発防止に向け、「会員各社における不正請求対策を支援する取組み」および「保険募集人の資質向上に資する取組み」を進めました。

まず、「会員各社における不正請求対策を支援する取組み」としては、「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」を改定（11月）し、お客様の意向に沿った入庫紹介や、事案に応じた適切な損害調査手法に関する考え方を明確化しました。また、旧ビッグモーター社による不正の種類・手口や対策の整理（11月）、および既存の不正請求対策の点検・総括・レベルアップ策の取りまとめ（3月）を行いました。

次に、「保険募集人の資質向上に資する取組み」としては、「募集コンプライアンスガイド」を改定（2月）し、不正請求の事例や対応ルール・留意点を追記・周知しました。

<前回の会見以降の取組み>

また、損保一般試験基礎単位の教育テキストを改定（4月）し、不祥事件等に関する学習内容を拡充するとともに、7月以降の試験内容に含めることによって、定期的・継続的に学習を行う仕組みを整えました。

3) 業務抜本改革推進PTでの取組み

<前回の会見以降の取組み>

当業界では、両事案の発生原因を踏まえ、再発防止策を策定・実行してきましたが、業界として「生まれ変わる」ためには更なる取組みが必要であると考えています。

当協会としては、このことを踏まえ、3月に「業務抜本改革推進PT」を設置しており、本日時点で5回の会合を開催しました。このPTでは、適切な競争環境の整備に向けた会員会社と代理店の関係、および商慣習の見直し等について検討を進めております。また、業界目線だけによる偏った議論とならないように、5月には日本損害保険代理業協会や、「お客さまの声・有識者諮問会議」のメンバーとも意見交換を行い、業界内の論議だけでは見えてこない外部の視点も取り入れながら検討を進めてきました。

さらに、このPTにおいては、これまでの対応の総まとめとして、保険料調整行為、および保険金不正請求に係る会員会社の再発防止取組みのフォローアップを行い、結果を全社で共有しました。本日の理事会でも会員全社のトップに対して、フォローアップの結果を踏まえた再発防止取組みの高度化を要請し、業界全体のレベルアップを図っております。加えて、このフォローアップは今後も継続し、各社の取組み事例を会員会社間で共有していく予定です。

今後に向けては、後日公表される金融庁有識者会議の最終報告書の内容も踏まえて、当業界として必要となる対応を行っていく必要があります。当協会として、引き続き、再発防止に向けた対策の検討を深めていくことについて、先ほど開催された理事会において会員全社で確認しております。

また、会員各社においても、各社が提出している業務改善計画書に基づき、創意工夫の上、更なる改善策を検討していきます。

4) 個人情報保護に係る取組み

一部の会員会社が5月に公表した乗合代理店における情報漏洩事案については、関係する会員会社において、現在、漏洩件数や真因等について調査を進めているところです。当協会としては、会員会社社員における個人情報保護に係る意識・知識を高めるために、コンプライアンス委員会において、当協会が認定個人情報保護団体として作成する個人情報保護に係るルールを改めて周知しております。また、協会長名にて会員各社代表者宛に文書を発出し、ルールの周知・徹底の依頼および同様の事象が今後二度と発生しないよう、原因究明と再発防止の徹底を要請いたしました。

2. 能登半島地震、および今後の大規模地震への対応

1) 能登半島地震への対応

この1年間も、多くの自然災害が我が国を襲いました。その中でも、能登半島地震は、当業界のこれまでの知見や対応力が試されるような困難な条件が重なった災害でした。元日に発生したということ、あるいは、半島という地形の特徴により、道路が寸断され、迂回ルートも限定されたこと等によって、立ち入り困難地域が多数発生したこと。また、津波や火災、埋め立て地を中心とした液状化等による建物の傾斜等、多岐にわたる被害形態への対応が必要となりました。

当協会では、これらの条件下でも迅速に保険金をお支払いするために、様々な取組みを進めてきました。

まず、地震発生の翌日となる1月2日に「自然災害対策本部」を立ち上げ、必要となる課題の整理を開始しました。その後、私自身も被災地を訪問し、社員や代理店の皆様への激励と共に、現地の状況・保険金支払いに係る課題を把握の上、対応を指示したことに加え、災害に便乗する悪質な業者による被害防止に向けての注意喚起情報の発信などを進めました。

また、立ち入り困難地域の発生等を踏まえ、東日本大震災の際に実施した航空写真を用いた共同調査を更に進化させた対応を行いました。具体的には、業界として初めて津波や火災による被害が発生した地域を細分化した上で、「全損地域」、および「一部全損地域（街区内で流失または焼失している建造物が確認できるものの一部の建築物が残置している地域）」の認定を行いました。

さらに、新たに「倒壊建物」を対象とした共同調査も実施し、当該倒壊建物に関する保険金支払いのための現地調査の省略を可能としました。

これらの対応の結果、5月31日時点で約15万件の事故受付のうち、約14.6万件のお客様対応が完了し、909億円の保険金をお支払いしております。引き続き、お客様への保険金支払いを完遂するために、対応を進めていきます。

2) 今後の大規模地震に向けた対応

能登半島地震の発生により、我が国において「いつ、どこで大規模地震が発生するかわからない」という事実が、改めて突き付けられました。当協会としては、首都直下地震等の大規模地震発生時に迅速かつ適切な対応ができる態勢整備を進めるために、昨年9月に部門横断にて「地震保険損害対応PT」を発足させ、様々な対策を進めてきました。

このPTにおいては、検討の途中で発生した能登半島地震への対応の過程で得た気づきも取り入れながら、大規模地震発生時の課題を整理し、それぞれの対策についても検討を行っています。例えば、「査定担当者の不足」への対策として、損害鑑定人の皆様との連携を検討しており、既に公益社団法人日本損害鑑定協会と協議を始めております。また、「査定担当者一人当たりの調査件数の増加」を企図し、損害状況申告（自己申告）方式のWeb化のシステム開発にも着手し、実施可能な調査件数を増やすことを目指しています。

これらの検討状況については、本日の理事会で報告しており、今後もこのPTで整理した論点を基に、「大規模地震発生時の迅速・適正な保険金支払いに向けた態勢整備」を進めていきます。

3. 就任時に掲げた重点取組み

信頼回復や能登半島地震への対応に取り組むと同時に、協会長就任時に掲げた重点取組みについても完遂することができました。

これらの活動に際しては、「地域における発信」や「デジタル媒体を通じた発信」を進めることで、発信力の強化に取り組んできました。

まず、「地域における発信」については、対処すべき「悩み事」は地域毎に大きく異なっているため、当協会各支部が中心となり、地域の実情を踏まえた情報発信を行ってきました。例えば、東日本大震災を経験した東北地方では、教訓を次世代に伝承することが課題となっていることから、子育て世代に焦点を当てた災害教訓継承動画をYouTubeチャンネル上で公開し、情報発信を行いました。

また、私自身、当協会の「地域の顔」である全国の10支部を全て訪問し、自治体、都道府県警察、代理店、マスコミ等の皆様にお会いして、当業界の現状や取組みをお伝えするとともに、地域での啓発イベントにも参加し、自然災害に対する保険による備えや、防災・減災の重要性についてお話ししました。

さらに、各支部の取組みを「支部ステートメント」としてまとめ、地域の行政や警察、代理店、マスコミの皆様へ説明を行い、地域における当協会の取組みについての理解向上を図りました。

次に、全国共通の課題については、一人でも多くの方に情報を届けることを目指して、「デジタル媒体を通じた発信」に力を入れてきました。具体的には、9月にYouTubeチャンネルを刷新し、動

画視聴に係る導線の整理やデザインの刷新、動画のカテゴリーごとの分類等を行いました。その結果、チャンネル登録者数は前年同日比で 397%増加（本日時点で 5,790 名）したことに加え、1 年間の視聴回数も前年同期比で 137%増加（全動画合計で 2,097 万回）しました。また、1 月に新たに開設した X（旧 Twitter）のアカウントにおいては、1 月の開設から今日に至るまでの投稿の総閲覧数は 42 万回を記録しました。

協会長就任時に掲げた重点取組みのうち、主なものについて以下のとおり報告します。なお、その他の取組みにつきましては、別紙①を参照ください。

1) 自然災害対応に向けた啓発

ア. 自然災害への取組み

関東大震災 100 年を契機として、改めて地震保険の重要性をお伝えするために、防災担当大臣にご出演いただいた PR 動画を作成・公表（8 月）しました。この動画の閲覧数は 127 万回を記録しており、当協会の他の地震保険に係る PR 動画と合計した視聴回数は 1,541 万回と、記録が残っている限りにおいて過去最高となりました。

これらの取組みの効果もあり、3 月末の全国の地震保険加入保有契約件数は対前年比で 1.3%増加し、過去最高となる約 2,149 万件を達成しました。

また、鹿児島県や岡山県等、過去の災害から節目の年を迎える地域における啓発イベントに自ら参画し、地域の皆様に台風や水害への対策の重要性を改めて訴求しました。

イ. 災害に便乗する悪質な業者に関するトラブル防止に向けた取組み

災害に便乗する悪質な業者の実態をお伝えするために、啓発チラシ等の独自ツールを全国 7 支部・2 府 23 県で、自治体や警察、日本損害保険代理業協会と共同で作成し、啓発活動を行いました。

また、先述の X（旧 Twitter）のアカウント上で能登半島地震後に発信した災害便乗商法への注意喚起に係る投稿は、金融庁・警察庁・消費者庁や被災地の自治体でもご案内いただき、計 21 万回の閲覧数を記録しています。

2) リスク情報をより必要とする方に向けた啓発

ア. 若年層の方に対する取組み

<高校生への損害保険教育>

高校教員の方々に對し、当協会作成教材の提供、セミナーや教育情報誌等を通じた情報提供を行い、保険教育を着実に普及させてきました。また、11月には生命保険協会、生命保険文化センターと「保険教育に関する包括連携協定」を締結し、業界を越えた連携体制を強化しました。

このような取組みの効果もあり、3月にリリースした高校教員の方々を対象とした実態調査結果によると、「損害保険に関する教育を実施している」との回答が2年間で10%以上向上する等、若年層の方々が保険教育を受ける機会は着実に増加しているものと考えています。

<ぼうさい探検隊>

小学生向けに展開してきた防災教育プログラム「ぼうさい探検隊」については、日本損害保険代理業協会との連携強化や会員会社の社員・代理店による積極的なPR活動によって、コロナ禍以前を上回る、過去最大の658団体からご応募をいただきました。また、今年度は車いすやペット帯同での避難経路の策定、海外での開催等、従来以上に多様な観点での取組みを実現させることができました。

イ. 海外から来られた方への取組み

従来から運営してきた外国人向けリスク啓発ウェブサイトをも11月に改修し、対象言語の追加やリンクの拡充を行いました。当協会各支部が働きかけを行った結果、地域の外国人コミュニティとの接点を持つ自治体等、約40の団体にカードやチラシを設置いただき、広報活動にご協力いただきました。また、海外の方々が日本に来られる前に各種情報をお届けするために、タイ、ベトナム、フィリピン各国の損害保険協会の公式HPからリンクしていただき、情報提供を行っていただいています。

このような取組みの結果、このウェブサイトの閲覧数はリニューアル後5か月間で約4,800回となり、リニューアル前同期間と比較して1.6倍に上がっています。

ウ. 中小企業に対する取組み

中小企業を対象として、リスク認識や対策状況に関するアンケート調査「中小企業を取り巻くリスク意識調査2023」を実施し、お客様のリスク認識の変化を定点観測しています。また、調査結果を踏まえ、中小企業特有のリスクや保険を通じたリスクマネジメント等をテーマとして、私自身がフリーアナウンサー森本智子氏と対談を行いました。この対談記事は、1月15日～2月15日にかけてWeb配信し、約3.4万回の閲覧数を記録しました。

また、5月には警察庁サイバー警察局長の大橋一夫氏と対談を行い、私からは、サイバー保険の補償内容や認知度、加入率等について、先方からはランサムウェアによる被害実態や、被害に遭った際の対応方法等についてお話をいただき、意見交換を行いました。

3) アジア各国における損害保険事業の発展に向けた貢献

ア. 健全でレジリエントな損害保険制度の発展への貢献

当協会が運営している日本国際保険学校(Insurance School (Non-Life) of Japan, ISJ)では、今年2月に海外セミナーをカンボジア・プノンペンで、昨年11月に一般コース、今年6月に上級コースを日本で開催し、アジア各国の保険関係者向けに、自然災害リスク対応を含む損害保険に関する様々なノウハウの提供を行いました。

イ. 国際会議における発信強化

昨年11月に我が国で初めて開催された保険監督者国際機構(以下、IAIS)の年次コンファレンスおよびサイドイベントに参加しました。サイドイベントにおいては、私が各国の監督当局や業界団体の方々とともに、「レジリエントな社会の構築に向けた保険の役割」をテーマとしたパネルセッションに登壇しました。

この対談では、私から、自然災害に関する補償ギャップ縮小に向けては三つの「A」、つまり「Availability(保険の入手可能性の確保)」、「Affordability(手頃な価格での保険提供)」、「Awareness(リスク認識の向上)」を基にした取組みが必要であることを強調し、特に「Awareness」については、当協会の取組みとして、ぼうさい探検隊や中高生向けの保険教育等の取組事例を説明しました。

おわりに

以上で述べた信頼回復、能登半島地震、および就任時に掲げた課題への対応については、私自身、それぞれに対して強い想いをもって取り組んできました。一方で、協会長としての任期の1年間が終わろうとしている今、「各取組みについてスピード感を持って進めることが出来た」という想いもありますが、現状を鑑みると、それ以上に「更なる対応が必要である」と強く感じております。

まず、信頼回復については、昨年をターニングポイントとして、当業界における「お客さま本位」の活動を再構築するために、「業界の商慣習を見直し、正すべきことを正す」との想いで様々な取組みを進めてきました。

しかしながら、社会からの信頼の回復は依然、道半ばであります。今後、当業界が社会からの信頼を取り戻すためには、適正な競争環境をより早期に整備し、規律ある活動を徹底するなど、不断の取組みを進めていく必要があります。加えて、金融庁有識者会議において当業界の構造的課題が指摘されている中、今後は制度面での対応含め、金融庁とも議論を続け、当業界を変えていく必要性も感じています。

また、啓発活動や能登半島地震への対応については、「自然災害に対する防災・減災、保険の重要性をお伝えし、災害時に迅速に保険金をお支払いすることで、損害保険の本来機能を果たす」という想いのもと、発信力も強化しながら、全力で取組みを進めてきました。しかしながら、首都直下地震や南海トラフ地震等が発生する可能性も踏まえると、迅速な保険金支払いに向けた対応や啓発活動については、今後も更に工夫を重ね、一層強力に取組みを進めていく必要があります。

当協会としては、このような認識に基づき、「社会に対して安心・安全を届ける」という不変の使命の達成に向けて、第10次中期基本計画に則って各種取組みを鋭意進めていきます。

間もなく協会長としての任期は終わりますが、引き続き、当協会の理事、および個社の社長として、当業界の本来の機能発揮に向けて、力を尽くす決意であります。

この一年間、業界内の関係者のみならず、各種取組みをご支援いただいた政府・自治体・警察等の皆様に、心より御礼申し上げます。引き続き、損害保険業界および当協会に対するご理解・ご協力を宜しくお願い申し上げます。

以 上

各種取組みの主な活動結果について

2024.6.13

協会長ステートメントに記載したもの以外で、「地域における発信」と「デジタル媒体を通じた発信」を中心に取り組んできた活動について、以下のとおりご報告します。

1. 重点取組み

(1) 自然災害対応に向けた啓発

自然災害に対応する備えとしての保険や防災・減災の重要性、および自然災害等に便乗する悪質な業者の実態について、国民の皆様にも正しく理解いただくため、以下を中心に各種活動に取り組みました。

ア. 自然災害への取組み

<地域における発信>

- 9月1日「防災の日」に全国の各支部において、街頭でのチラシ配布等、各地の自然災害の特色に応じた啓発活動を行いました。
- その他にも、例えば、関東支部では、新潟県・新潟市・新潟県損害保険代理業協会との共催で「防災セミナーIN新潟」を開催（9月2日）し、167名の方に来場いただきました。
- 四国支部では、愛媛県・愛媛大学防災情報研究センター共催、愛媛新聞社・愛媛県損害保険代理業協会・生命保険協会愛媛県協会後援の下、えひめ防災セミナーを開催（2月8日）し、130名の方に来場いただきました。
- 中部支部では、名古屋大学の福和伸夫名誉教授をナビゲーターに迎え、南海トラフ巨大地震などの自然災害について親子で学ぶことができる「親子で学ぶ 防災・減災ピクニック 2024」（6月1日）を開催しました。

<デジタル媒体を通じた発信>

- 関東大震災100年を契機として、改めて地震保険の重要性をお伝えするために、防災担当大臣にご出演いただいたPR動画を作成・公表（8月）しました。この動画の閲覧数は127万回を記録しており、当協会の他の地震保険に係るPR動画と合計した視聴回数は1,541万回と、記録が

残っている限りにおいて過去最高となりました。

- ・ 関東大震災 100 年を機に、8～10 月にかけて BS 日テレで地震リスクの啓発等を目的とした啓発番組（全 6 回）を放映しました。また、9 月にスマートフォンやタブレットなどで手軽に地震リスクについて学べるデジタルコンテンツ「地震こわれる診断 VR」および「マンション管理組合向け地震リスク相談室」を当協会のホームページで公開しました。
- ・ ハザードマップの普及に向けて、8 月に東京都の小・中・高等学校の先生を対象として、「ハザードマップを活用した地域の災害リスクの把握、防災にかかる学校安全」セミナーを実施・開催し、その映像について今後も教育現場で活用いただけるように、10 月から当協会の YouTube チャンネルで公開しました。
- ・ 福島県須賀川市で開催された、地域住民を対象とした防災行動計画「マイ・タイムライン」の作成研修を取材し、自治体関係者向けにマイ・タイムライン作成研修を推奨する動画を作成しました。この動画は、国土交通省とも連携して作成しており、3 月に当協会の YouTube チャンネル上で公表の上、全国 1,788 の自治体の皆様にもダイレクトメールでお知らせしました。
- ・ 各支部でも創意工夫の上、過去の大規模災害に因んだイベント等を開催しており、例えば北海道支部では、オンラインシンポジウム～「胆振東部地震から 5 年」内陸部を含む日本の地震リスクに備える～を開催（1 月 27 日）し、330 名の方に参加いただきました。

イ. 災害に便乗する悪質な業者に関するトラブル防止に向けた取組み

< デジタル媒体を通じた発信 >

- ・ 被災者の方々と災害に便乗する悪質な業者とのトラブル防止に向けて、インターネット上でデジタル広告を配信（7 月～）し、注意喚起を行いました。
- ・ 第二地方銀行協会のホームページに「災害に便乗した悪質商法」と題して、当協会ホームページへのリンクを設定（8 月～）いただき、閲覧される方にご案内いただいています。
- ・ 関東支部では、1 月に神奈川県、千葉県、埼玉県向けに、啓発動画（デジタルサイネージ）を作成して当協会の YouTube チャンネルにて公開し、住宅修理トラブルに関する注意喚起を行っています。

（2）リスク情報をより必要とする方々に向けた啓発

万が一の事故や災害などのリスクに対する理解と損害保険などの備えが特に必要と考えられる方々に向けて、損害保険の補償内容や防災・減災等の対策に関する情報提供や教育・啓発活動を行いました。

ア. 若年層の方に対する取組み

①高校生への損害保険教育

＜デジタル媒体を通じた発信＞

- ・ 高校生向けの教材「明るい未来へ TRY！」の更なる活用推進に向け、家庭科・公民科で扱う内容について、それぞれ7分程度の動画にまとめた教材を新たに制作・公表（10月～）し、高校生への損害保険教育を進めました。

＜地域における発信＞

- ・ 全国家庭科教育協会および全国公民科・社会科教育研究会のご協力を得て、全国の高校教員宛に、当協会が作成した高校生向けの損害保険教育教材について案内しました（7～8月）。また、同協会および研究会が同期間に開催した研究大会でも当協会教材を紹介しました。
- ・ 全国5支部※3、計1道8県※4において、「明るい未来へ TRY！」を活用し、高校生への直接授業を行っております。
 - ※3：北海道支部、関東支部、北陸支部、中部支部、四国支部
 - ※4：北海道、新潟県、茨城県、栃木県、山梨県、石川県、愛知県、三重県、徳島県

②ぼうさい探検隊

＜地域における発信＞

- ・ 全国各地で、ぼうさい探検隊活動に基づき、子どもたちが自治体等に要望提言を行っております。街の改善にもつながっており、例えば、防災標識にピクトグラムを取り入れ、わかりやすいデザインに一新した事例（茨城県）、災害時に避難したことを知らせる「リボン」を制作し、町主催の避難訓練で活用された事例（愛媛県）などがありました。

イ. 海外から来られた方への取組み

＜地域における発信＞

- ・ 当協会の外国人向けリスク啓発ウェブサイトをリニューアルし、全国各地でPRしております。各種自治体を通じて情報提供を行ったほか、民間企業と協力した広報活動にも取り組んでおり、例えば、北海道支部では、レンタカー会社19社、東北支部では、レンタカー会社16店舗、四国支部では、旅館ホテルの組合会員である徳島県内の112のホテル・旅館に周知チラシ・カードを配布し、外国人の皆様に情報提供を行っています。
- ・ 北海道支部では、地域特有の課題であるエゾシカとの衝突事故防止に向けたチラシの英語版を作成し、10月からレンタカーを借りる海外からの旅行者向けに啓発活動を行っています。
- ・ 関東支部では、新潟県において、自転車保険の加入促進やヘルメット着用推進、自転車の交通ルールやマナーの遵守等を目指し、外国人向け自転車利用に関するリーフレット等を作成し、12月から配布して注意喚起を行っています。
- ・ 沖縄支部では、12月から県内13か所のデジタルサイネージで、飲酒運転根絶動画を日本語に加え英語表記で表示し、外国人観光客および居住者向けに注意喚起を行いました。

- ・ 近畿支部では、京都市国際交流協会が主催する外国人歓迎行事（4月）に参加し、自転車の安全講習および自転車用ヘルメットの贈呈を行いました。

ウ. 中小企業に対する取組み

<地域における発信>

近年、サイバー攻撃の被害が増えている状況を踏まえ、全国5支部（関東支部、中部支部、中国支部、九州支部、沖縄支部）、6県（栃木県、埼玉県、静岡県、広島県、佐賀県、沖縄県）で、中小企業向けのサイバーセキュリティセミナー等を開催しました。

（3）アジア各国における損害保険事業の発展に向けた貢献

アジアにおける我が国のリーダーシップを示し、健全でレジリエントな損害保険制度の発展への貢献や、自然災害リスクに関する金融技術支援の取組みを進め、各種国際会議の場で発信してきました。

- ・ 7月30日から8月2日にかけて、関西大学でアジアの保険学会（APRIA）の年次総会が開催され、当協会は8月1日の「補償ギャップと地震保険」をテーマとするセッションに登壇しました。我が国の地震保険制度やぼうさい探検隊の海外展開等、自然災害対応に関する取組みを披露し、参加各国から高い評価を得ることができました。
- ・ 10月にベトナム保険業界向けのオンラインセミナーを開催し、テーマとして資本、ソルベンシー、ERM等を取りあげました。
- ・ 11月に東京で開催された国際保険協会連盟（GFIA）の後期総会に参加し、「自然災害と保険」に関するワークショップにおいて、東日本大震災時の本邦損保業界の対応等を紹介しました。
- ・ 12月にベトナムで開催された、ASEAN 10か国の保険協会が加盟する組織「ASEAN Insurance Council」によるASEAN保険サミットに参加し、「日本の損害保険業界の防減災取組み」に関するプレゼンテーションを行いました。自治体と連携した防災セミナーなどの好事例を紹介し、官民で連携して取り組むことの重要性について発信しました。
- ・ 3月に開催された金融庁主催「アジア ハイレベル金融規制当局フォーラム」での官民のネットワーキングセッションにおいて、アジアの監督当局の方々等に向けて、「自然災害リスクへの対応～日本の損保業界の取組～」と題したプレゼンテーションを行い、自然災害リスクの低減を目指したリスク啓発取組みの重要性について説明を行いました。

2. その他主な課題への取組み

(1) 悪質ロードサービス業者への取組み

- 11月に「ロードサービスに関する消費者アンケート調査」を実施し、「ロードサービス業者と消費者間のトラブル事例」や、これらのトラブルに関して「ご注意いただきたいこと」を12月に公表しました。
- このアンケート調査の結果によって、30代以下の方はロードサービス業者と消費者間のトラブルに関する認知率が低いことが判明しました。これを受けて新たに「ロードサービスに関する消費者トラブル注意喚起ポスター」を作成し、全国の消費生活センターや損害保険会社・保険代理店の店頭その他、大学や自動車教習所等の若い方が集まる場所へ掲示しました。引き続き、ロードサービス業者と消費者間のトラブル防止に向けた啓発を進めていきます。

<地域における発信>

- 北海道支部では、地域における悪質なロードサービス業者とのトラブル発生の実情を踏まえ、7月に札幌市消費者センターのX(旧Twitter)に当協会作成の啓発チラシを掲載いただきました。

(2) 自動車盗難に対する取組み

<地域における発信>

- 自動車盗難件数が全国で上位の県において、各種啓発活動を行いました。例えば、関東支部では、茨城県警と連携し、茨城県自動車盗難防止等の取組動画を作成し、水戸駅南口スクリーン等にて上映しました。(3月～12月)
- 中部支部では、愛知県警および自動車の業界団体と「愛知県自動車盗難等協議会」を設立し、自動車盗難情報に対する報奨金(10万円)制度を立ち上げる等、啓発活動に取り組みました。

(3) 電動キックボードに係る取組み

<デジタル媒体を通じた発信>

- 7月に道路交通法の改正が行われ、一定条件下であれば免許がなくても乗車可能となった電動キックボードについて、利用する場合のリスク、安全利用ルール、自賠責保険に関する情報を掲載した特設サイトを当協会のホームページに開設し、Web広告等を活用し周知を行いました。

(4) 自動車損害賠償責任保険審議会に係る対応

- 6月4日に第149回自動車損害賠償責任保険審議会が開催され、自賠責保険における経費計算方法の検証・見直しについて議論が行われました。当協会に対して「経費計算基準等が実態に合っているか検証し、必要に応じて見直しを行うこと」および「経費計算基準等を将来的に見直すための手続きの導入」について検討依頼があり、これを受け、当協会に第三者委員会を設置し、具体的な検討を行うこととしました。

(5) 気候変動に係る取組み

- 自然災害の激甚化・頻発化の一因となっている気候変動について、会員会社向けの勉強会を2回開催しました。この勉強会の内容としては、気候変動問題について社員へ理解・浸透させるための工夫や社員の活動への参加促進取組みなど、好事例の共有に加え、環境省の方を講師としてお迎えし、改めて気候変動対応の背景、直近の世界情勢・国内情勢、各業界の取組みについて会員会社にご説明いただきました。

以 上